

# 被災地派遣レポート〈第114回〉

建設局河川部計画課 牧 慎介さん

## 1 はじめに

平成25年1月から平成26年3月までの15ヶ月間、宮城県気仙沼土木事務所河川砂防第1班にて、災害復旧業務に従事してまいりました。通常、気仙沼土木事務所は50名程度の宮城県職員で構成されていますが、他都道府県からの派遣職員、任期付き職員を合わせ100名超の人員で、復興という目標に一丸となって現在も取り組んでいます。



※現在の復興状況等は下記 URL からご覧になれます。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ks-doboku/>

## 2 気仙沼での業務

### (1) -概要-

気仙沼土木事務所で行っていた業務は、災害復旧事業における協議設計の解除という業務でした (<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/report64.pdf>を参照)。

私が担当していた河川・海岸は、二級河川大川水系(写真-1 河川位置、写真-2 被災当初)、気仙沼大島北部の5海岸でした。各河川・海岸において、用地測量、構造検討を行い、国土交通省への説明資料作成、災害復旧費用算定を行いました。ただし、海岸においては、全てがL1堤防(明治三陸、昭和三陸規模の津波高さ対応)ではなく、背後地の状況、今後人家が建つかどうか(地権者に意向確認)、他のエリアに津波が流入しないか等を検討の上、元通りの高さで復旧する方針に変更した箇所もあります。



写真-1 河川位置



写真-2 被災当初

### (2) -用地測量・用地交渉-

堤防を高くするためには、用地取得が必要であり、土地の境界を確定し取得面積を算出しなければなりません。堤防構造を確定させなければ、用地取得面積を算出できないので、実際、境界確定を行ってから約1年後に、地権者へ用地取得についての説明ができるまでにいたりしました。境界立会より以前に家屋を再建されている方々もあり、再建したのにもかかわらず、災害復旧事業で移転をお願いしなければならない状況がありました。災害復

旧優先か、人家優先かという苦悩もあったのですが、災害復旧上避けることができない箇所については、お願いするほかありませんでした。

また、他の事業でも用地測量を行っており、重複して用地測量、境界立会を行わないよう調整が必要でした。境界確定までは各事業で行うのではなく、ある程度の地域に分割し、市、県の両事業も合わせた形で行うのが効率的であると感じました。その連携を取ることができるかが今後の課題かと思えます。

### (3) -構造検討・施工検討-

堤防構造は、L1 堤防という明治三陸、昭和三陸地震（数十年に一度の確率）の津波高に対応した高さで、津波シミュレーション結果から堤防高を設定しています（河川は津波遡上があるため、シミュレーションにて解析）。また、基本構造は土堤（土を台形に盛土したもの）をコンクリートで被覆し、粘り強い構造としています。他事業と同時期に多くの事業が始まるため、施工スペースの確保、資材置き場等の確保の調整が必要でした。各事業間で施工計画調整を行い、近接施工の有無、資材置き場等の使用期間を明示し、スムーズな施工が行えるような検討が必要でした。

一部の地域は、特殊堤というL型擁壁を施工（図-1 特殊堤イメージ図）し津波対応を行うこととしました。また、コンクリートの需要量と供給量のバランスが崩れているため、あらかじめ工場で製作したプレキャスト製品を採用することで、工期を短縮することができました。



図-1 特殊堤イメージ図

### 3 終わりに

1年3ヶ月という限られた時間の中で、自分ができるところを日々考え、実行してきた毎日だったと思います。地元の方々からは被災体験を聞き、災害時は想像できないような日々を過ごされたのだと心を痛めました。現在も仮設住宅は数多く残っています。事業の進捗の遅れが話題となりますが、災害公営住宅の建設、防災集団移転地の造成は確実に実行されてきています。直接事業にかかわることだけが復興ではなく、観光にいくだけでも、多くの貢献ができると思いますので、東北に是非足を伸ばしていただければと思います。